

# 国内外編・資料

# 世界人権宣言

※1948（昭和23）年12月10日

国連第3回総会で採択

（国連広報センター訳）

人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信念の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制および圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利および自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするため

にもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にもこれらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴

隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法律の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法律の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為

または不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的および原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままに国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中およびその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて的人是、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて的人是、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて的人是、意見および表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべて的人是、平和的な集会および結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて的人是、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて的人是、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保証される投票手続によって行なわなければならない。

第22条 すべて的人是、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自

己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて的人是は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて的人是は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ、有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて的人是は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて的人是は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて的人是は、衣食住、医療及び必要な社会的施設により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合には保障を受ける権利を有する。

2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて的人是は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく

開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて的人是は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて的人是は、その創作した文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて的人是は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて的人是は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて的人是は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



## 国連など国際社会の取組年表

( ) は日本が加入・批准した西暦年

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1945	国際連合発足(56)		
1948	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1949			人身売買禁止条約(58)
1951			難民条約(81)
1953			婦人参政権条約(55)
			奴隷条約改正条約・議定書
1954			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1959	世界難民年(~60)		
	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1962			婚姻同意・年齢・登録条約
1965			人種差別撤廃条約(95)
1966			国際人権規約A規約(79)
			国際人権規約B規約(79)
			国際人権規約B規約選択議定書I
1967			難民条約議定書(82)
1968	世界人権年		戦争犯罪時効不適用条約
	世界人権会議(テヘラン)		
1971	人種差別と闘う国際年		
1973			アパルトヘイト禁止条約
1975	国際婦人年	国連婦人の10年 (1976~1985)	
	世界女性会議(メキシコ)		
1979	国際児童年		女子差別撤廃条約(85)
1980	世界女性会議(コペンハーゲン)		
1981	国際障害者年	国連障害者の10年 (1983~1992)	
1984			残虐刑罰等禁止条約(99)
1985	世界女性会議(ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条約
1986	国際平和年		
1987	国際居住年		
1989			児童の権利条約(94)
			国際人権規約B規約選択議定書II
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者の10年 (1993~2002)	

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1993	世界人権会議(ウィーン)	第3次人種差別と闘う10年 (1993~2002)	
1994	国際家族年		
1995	国際寛容年	世界先住民の国際10年(1995~2004)	
	世界女性会議(北京)	人権教育のための国連10年 (1995~2004)	
1996	貧困根絶のための国際年	貧困撲滅のための国連10年 (1997~2006)	
1999	国際高齢者年		女子差別撤廃条約選択議定書
2000			紛争時児童の権利選択議定書(04)
			児童売買等に関する児童の権利選択議定書(05)
2001	反人種主義差別撤廃世界会議		
2002			残虐刑罰等禁止条約選択議定書
2003		国連識字の10年 (2003~2012)	
2005		国連持続可能な開発のための教育10年 (2005~2014)	
2006			障害者権利条約(14)
			強制失踪条約(09)
2007	先住民族の権利に関する国連宣言		
2008		第2次国連貧困根絶のための10年 (2008~2017)	
2009	国際和解年		
2010	文化の和解のための国際年		
	国際ユース年		
2011	アフリカ系の人々のための国際年		
2015		アフリカ系の人々のための国際の10年 (2015~2024)	
2019	先住民言語の国際年		

## 主な人権関連法令の一覧

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
人権全般	日本国憲法	昭和21年11月 3日	
	教育基本法	昭和22年 3月31日	平成18年全部改正
	人身保護法	昭和23年 7月30日	
	人権擁護委員法	昭和24年 5月31日	
	人権擁護施策推進法	平成 8年12月26日	平成14年3月失効
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12年12月 6日	
部落差別問題	同和对策事業特別措置法	昭和44年 7月10日	失効
	地域改善対策特別措置法	昭和57年 3月31日	失効
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和62年 3月31日	平成14年3月末失効
	部落差別の解消の推進に関する法律	平成28年12月16日	(部落差別解消推進法)
女性	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39年 7月 1日	
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47年 7月 1日	(男女雇用機会均等法)
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3年 5月15日	(育児介護休業法)
	男女共同参画社会基本法	平成11年 6月23日	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12年 5月24日	(ストーカー規制法)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13年 4月13日	(DV防止法)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成27年 9月 4日	(女性活躍推進法)
子ども	学校教育法	昭和22年 3月31日	
	児童福祉法	昭和22年12月12日	
	少年法	昭和23年 7月15日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
子ども	社会教育法	昭和24年 6月10日	
	勤労青少年福祉法	昭和45年 5月25日	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11年 5月26日	(児童ポルノ禁止法)
	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年 5月24日	
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成15年 6月13日	(出会い系サイト規制法)
	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律	平成20年 6月18日	(教科書バリアフリー法)
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成20年 6月18日	(青少年インターネット環境整備法)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成25年 6月26日	(子どもの貧困対策法)
も	いじめ防止対策推進法	平成25年 6月28日	
高齢者	老人福祉法	昭和38年 7月11日	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46年 5月25日	
	高齢社会対策基本法	平成 7年11月15日	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成13年 4月 6日	
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成17年11月 9日	(高齢者虐待防止法)
高 <small>が</small> い <small>い</small> 者 <small>者</small>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18年 6月21日	(バリアフリー新法)
障がい者	身体障害者福祉法	昭和24年12月26日	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25年 5月 1日	
	知的障害者福祉法	昭和35年 3月31日	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35年 7月25日	
	障害者基本法	昭和45年 5月21日	
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	平成 5年 5月26日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
障 が い 者	身体障害者補助犬法	平成14年 5月29日	
	発達障害者支援法	平成16年12月10日	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成24年 6月27日	(障害者総合支援法) (旧)障害者自立支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成25年 6月26日	(障害者差別解消法)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成30年 6月13日	
外 国 人	出入国管理及び難民認定法	昭和26年10月 4日	
	外国人登録法	昭和27年 4月28日	
	国際受刑者移送法	平成14年 6月12日	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成28年 6月 3日	(ヘイトスピーチ解消法)
医 療 等	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和48年10月 5日	
	らい予防法の廃止に関する法律	平成 8年 3月31日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成10年10月 2日	(感染症法)
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成13年 6月22日	(ハンセン病補償法)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成20年 6月18日	(ハンセン病問題基本法)
	旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成31年 4月24日	
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元年11月22日	
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成15年 7月16日	
その他	生活保護法	昭和25年 5月 4日	
	行政不服審査法	昭和37年 9月15日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
その の 他	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和41年 7月21日	令和元年改正 パワーハラスメントの防止対策 法制化
	消費者基本法	昭和43年 5月30日	
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和56年 1月 1日	(犯罪被害者給 付金支給法)
	行政手続法	平成 5年11月12日	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	平成 6年 4月 6日	(中国残留邦人 等支援法)
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9年 5月14日	(アイヌ文化振 興法)
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	平成11年 8月18日	
	消費者契約法	平成12年 5月12日	
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成12年 5月19日	(犯罪被害者保 護法)
	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	平成12年12月 6日	
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成14年 5月27日	(プロバイダ責 任制限法)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14年 8月 7日	
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成14年12月11日	(拉致被害者支 援法)
	個人情報保護に関する法律	平成15年 5月30日	
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	平成15年5月30日	
	少子化社会対策基本法	平成15年7月30日	
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	平成16年 5月28日	
	公益通報者保護法	平成16年 6月18日	
犯罪被害者等基本法	平成16年12月 8日		

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
その の	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成17年 5月25日	
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18年 6月23日	(北朝鮮人権侵害対処法)
	更生保護法	平成19年 6月15日	(旧)犯罪者予防更生法
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19年 7月 6日	(住宅セーフティネット法)
	生活困窮者自立支援法	平成25年12月13日	
他	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元年 5月22日	